［項を削る。］

［略］　［略］

別表第三

名称	所在地
［略］	［略］
KCP共生日本語学校	東京都
グレッグ外語専門学校日本語科	東京都
［略］	［略］
JAPAN国際教育学院	福岡県
福岡国際コミュニケーション専門学校	福岡県
日本語教育国際交流学校	福岡県
［略］	［略］

備考　表中の［　］は注記である。

○厚生労働省告示第二百四十四号

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十四号）及び生活保護法施行規則及び生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令（平成三十年厚生労働省令第七十二号）の施行に伴い、並びに生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十八条の十の規定に基づき、生活保護法施行規則第十八条の十の規定に基づき厚生労働大臣が定める額を次のように定め、平成三十年一月一日から適用する。

平成三十年六月八日　　厚生労働大臣　加藤　勝信

生活保護法施行規則第十八条の十の規定に基づき厚生労働大臣が定める額

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十八条の十の規定に基づき厚生労働大臣が定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる金額とする。

一　特定教育訓練施設（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条の五第一項に規定する特定教育訓練施設をいう。）への入学に伴い、転居する者　三十万円

二　前号以外の者　十万円

○原子力規制委員会告示第四号

船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号）その他の原子力規制委員会関係規則及び原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）の規定に基づき、船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年六月八日

原子力規制委員会委員長　更田　豊志

船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示等の一部を改正する告示

（船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示等の一部改正）

第一条　次に掲げる告示の規定中「すべて」を「全て」に改める。

一　船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成元年運輸省告示第八十七号）別表第一

二　放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成十二年科学技術庁告示第五号）別表第二

三　核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成二十七年原子力規制委員会告示第八号）別表第一

（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部改正）

第二条　核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号ハ中「き裂」を「亀裂」に改める。

第五条第二項中「しゃへい」を「遮蔽」に改める。

別表第二の備考中「㎤」を「㎤」に改める。

（放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部改正）

第三条　放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号ハ中「き裂」を「亀裂」に改める。

［同上］　大分県　［同上］

別表第三

名称	所在地
明日香日本語学校	［同上］
［同上］	［同上］
KCP共生日本語学校	東京都
［項を加える。］	
［同上］	［同上］
JAPAN国際教育学院	福岡県
［項を加える。］	
［項を加える。］	
［同上］	［同上］